

令和4年度 横浜市福祉サービス第三者評価 受審料に係る補助制度について（案内）

横浜市では、福祉サービス第三者評価の受審促進と、令和元年度から神奈川県域で使用を開始している評価基準の定着を図るため、福祉サービス第三者評価の受審料補助を行っています。福祉サービスの改善及び質の向上を図る機会として、是非受審を御検討ください。

1 補助の対象となる福祉サービス第三者評価

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（以下、推進機構という。）が定める要件を満たして実施する福祉サービス第三者評価

※契約締結、評価の実施、評価結果確定までを令和5年3月31日までに完了すること。

2 補助の対象となる施設種別

対象分野	対象施設
高 齢 分 野	特別養護老人ホーム
	介護老人保健施設
	養護老人ホーム
障 害 分 野	施設入所支援
	生活介護
	自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）
	就労移行支援
	就労継続支援（A型・B型）
保 護 分 野	救護施設
	更生施設

3 補助金交付額

評価機関に支払う受審料（消費税相当額を除く）の2分の1

※1件あたりの上限は30万円（予算の範囲内で先着順に受付）

4 補助対象外となるもの

- (1) 国立、神奈川県立及び横浜市立の施設が実施する福祉サービス第三者評価
- (2) 5年以内に本助成を受けた施設が実施する福祉サービス第三者評価
- (3) 神奈川県社会福祉協議会から受審料の補助を受ける福祉サービス第三者評価

5 申請について～全体の流れ～

別添の申請スキームにて御確認ください。なお、補助金交付は、予算の範囲内で申請先着順での対応となります。申請を御希望の場合は、まずはお問い合わせください。

6 提出書類

「横浜市福祉サービス第三者評価受審料補助金交付要綱」に基づく各種書類

※様式は本市 Web ページ（以下のURL）からダウンロードできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kenko/sonota/kenko/somu/daisansya.html>

【参考】

◆福祉サービス第三者評価の概要

福祉サービス事業者の提供する福祉サービスについて、公正・中立な第三者機関が総合的に評価を行い、その結果を公表するものです。

福祉サービス事業者のサービスの質の向上への取り組みを促進するとともに、利用者の適切なサービス選択を支援することを目的としています。

◆ 受審メリット

- ・サービスの質の向上に対する気づきが得られます！
- ・利用者・地域との信頼関係の構築に役立ちます！

◆ 福祉サービス第三者評価の受審料補助を受けるには

① 評価機関の選定

評価機関情報は、推進機構のホームページなどから入手できます。

※受審料は評価機関によって異なります。

【評価機関一覧】

<http://www.knsyk.jp/c/3hyouka/318c3db710a1f9157afe5733d4b9a06a>

② 評価機関と契約締結・スケジュール調整

③ 横浜市に受審料補助申請

◆ 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構ホームページ

<http://www.knsyk.jp/c/3hyouka/eec0bc1de284ceff282e8f92eee1fd01>

【お問合せ先】

横浜市健康福祉局企画課

福祉サービス第三者評価担当：石井、大平

TEL 045-671-3662

FAX 045-664-4739

E-mail kf-kikaku@city.yokohama.jp